

保健師の卵、山都町で実習しました！



7月～9月の内の約30日間、九州看護福祉大学看護学科・保健師課程の学生2名が山都町に実習で訪れました。学生から「山都町は、穏やかでとても居心地の良い場所でした。皆さんの優しさや愛情を沢山感じることができてうれしかったです。」「山都町は自然豊かで住民同士の繋がりが強く魅力のある町だと感じました。山都町での学びを生かして頑張っていきます。」と感想をいただきました。



学生2名と健康教育実習の様子

おかえりアシスト事業について



徘徊のおそれがある方の位置情報を確認するための端末（GPS等）を導入する際の購入費用またはレンタルにかかる初期費用の助成を行いますので、お気軽にご相談ください。

在宅で生活をされている方で、下記の①～③すべての要件を満たす方が補助事業を利用できます

- ①町内に住民票があり、認知症で徘徊のおそれがある方。
- ②徘徊からの発見後、迎え等の対応が可能な介護者があり、関係機関への情報提供に同意が得られる方。
- ③町税等の滞納がない方

補助金の対象となるもの

GPS等の機器本体や付属品、専用シューズ等の購入費用、位置測定端末の利用にかかる加入・登録に関する費用、レンタルにかかる初期費用
※携帯電話、タブレット端末は対象になりません。

補助金額 上限1万円 ※お1人1回限り

手続きの流れ

- ①福祉課に相談 → ②機器の購入またはレンタル → ③申請書類（申請書兼請求書など）を福祉課（または各支所）に提出 → ④審査後に指定された口座に振り込み

問合せ 地域包括支援センター ☎72-1677



「人権擁護委員」について<ご紹介>



～人権擁護委員は人権問題について身近な相談相手です～

【人権擁護委員とは】

人権は生まれながらにして、人が人として幸福な人生を送る上で皆様が持っている権利です。自分だけでなく、すべての人の権利が尊重されなければなりません。

町には広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を町長より推薦され、法務大臣から委嘱を受けられました7名の人権擁護委員さんがいます。

【人権擁護委員の活動】

人権擁護委員は、地域の住民が人権について関心を持ってもらえるような啓発活動や、地方法務局の人権相談所や町の公共施設等で面談や電話等で皆さんから相談を受けるなどの活動を行っています。「人権を侵害された」という申告（相談）があった場合など、法務局の職員と協力して調査等携わり、円満な解決を図ります。

問合せ 人権センター ☎72-2031

～本町の7名の人権擁護委員を紹介します～

<令和5年10月1日現在>



- 上段左から 下田俊朗さん、小屋迫厚文さん
渡邊尚子さん、橋本由紀夫さん
- 下段左から 山中敏子さん、奈須豊子さん（新任）
井上里己さん



9月30日をもって任期満了となりました佐藤章さん、お世話になりました。